第4節 野生鳥獣の適正管理

1 現状と課題

(1) 野生鳥獣の生息等の状況

野生鳥獣は、人間の生存の基盤である自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。

しかし、近年では生息環境の変化等により、地域的に絶滅のおそれのある種が存在する一方で、一部の野生鳥獣の生息数増加や生息分布の拡大が進行し、農林水産業や生態系等の被害が深刻化している(表 2-4-21)。

表2-4-21 農林業被害額の推移

(単位:千円)

区分	種名	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
		(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)
	ニホンジカ	29, 004	23,600	22, 533	24, 106	21, 098
農業被害	イノシシ	128, 141	120, 988	126, 289	64, 331	70, 238
(商品作物のみ)	ツキノワグマ	3, 976	8, 696	2, 833	3, 360	3, 333
	ニホンザル	18, 561	19, 636	19, 115	15, 307	12, 151
林業被害	ニホンジカ	82, 340	49, 264	62, 940	81, 788	101, 894
小未似 古	ツキノワグマ	40, 996	86, 302	53, 707	87, 557	79, 162

2 施策の展開

【⑴ シカ・イノシシ等の捕獲の強化

鳥獣の管理を推進するためには、捕獲による個体数の管理、農作物等を被害から守る防護対策、加害獣を寄せ付けない環境整備を、総合的に進めていくことが重要である。捕獲については、特に農林業被害の加害種となっているシカ・イノシシの生息数半減に向け、捕獲目標を定めた上で、市町が実施する有害鳥獣捕獲を支援するほか、「指定管理鳥獣捕獲等事業」を活用し、奥山や河川敷など捕獲が不足している地域において県自ら捕獲を行っている。また、ICTを活用した省力的な捕獲技術の実証を行い、効果の見られた技術については普及を図っている。

表 2 - 4 - 22 県内の生息数推計結果及び令和 4 (2022) 年度捕獲目標 (単位:頭)

獣 種	生息数	R4(2022)年度 捕獲目標	備 考
ニホンジカ	27,900 ※ 1	8, 000	※1 R1(2019)年度末時点(中央値)
イノシシ	16,400 ※ 1	13, 000	※1 同 上
ツキノワグマ	606 💥 2	_	※ 2 R1(2019)年度時点(中央値)
ニホンザル	4,000 💥 3	_	※3 R3(2021)年度時点

表 2 - 4 - 23 カワウの県内の生息数結果(令和4(2022)年度)

7月	12月	3月	(単位:羽)
1, 095	1, 568	1, 432	※県内の主な就塒場所にてカウント

表2-4-24 本県の第二種特定鳥獣管理計画

計画の名称	計画期間	対象市町数
栃木県ニホンジカ管理計画(六期計画)	平成30(2018)年4月1日~ 令和6(2024)年3月31日	25市町
栃木県イノシシ管理計画 (四期計画)	平成30(2018)年4月1日~ 令和6(2024)年3月31日	25市町
栃木県ツキノワグマ管理計画(四期計画)	令和 2 (2020) 年 4 月 1 日~ 令和 7 (2025) 年 3 月 31 日	9市町
栃木県ニホンザル管理計画 (五期計画)	令和4 (2022)年4月1日~ 令和9 (2027)年3月31日	9 市町

表 2 - 4 - 25 特定鳥獣の捕獲数 (令和 4 (2022) 年度) (単位:頭)

	ニホンジカ	イノシシ	ツキノワグマ	ニホンザル
有害捕獲等※1	10, 382	5, 121	38	485
狩 猟	2, 744	680	1	-※ 2
合 計	13, 126	5, 801	39	485

- ※1 ニホンジカとイノシシについては、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を含む
- ※2 サルは狩猟鳥獣ではないため、有害捕獲のみ

(2) 効果的な被害防止の推進

侵入防止柵の設置や忌避剤の散布など、農林業被害防止対策を推進している。 また、ICTを活用し、電気柵の遠隔監視システムや新規格の発信器によるサルの追跡システムなど、効率的被害防除技術の実証と普及を進めている。

|(3) 鳥獣を寄せ付けない環境整備の推進

集落や耕地周辺の藪は、野生鳥獣の移動ルートや繁殖場所となっている可能性があることから、 荒れた里山林や河川敷の藪の刈り払いにより、緩衝帯としての整備を推進している。また、収穫の 見込のない放棄果樹や収穫残渣など、集落への誘引要因となっているものの除去を進めることによ り、野生鳥獣を寄せ付けない環境整備を推進している。

(4) 担い手の確保・育成と地域ぐるみの対策推進

ア 捕獲の担い手の確保育成

捕獲の担い手である狩猟者は、近年微増傾向にあるものの高齢化しており、有害鳥獣の捕獲を 推進する上で、狩猟者の確保・育成が重要である。

このため、狩猟免許出前講座の開催や狩猟に関するパンフレットの配布等により、狩猟の社会 意義や狩猟免許の取得方法を広く普及していくほか、若者などを対象とした狩猟の魅力を伝える PR講座の開催、県猟友会が主催する狩猟免許試験事前講習会の受講者にテキストを無料配布する など、捕獲の担い手確保に取り組んでいる。

さらに、狩猟免許新規取得者を対象に、銃猟及びわな猟の実践的な技術講習会を開催し、捕獲技術の向上を図るなど、捕獲の担い手育成にも取り組むとともに、適正かつ効率的に捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する認定鳥獣捕獲等事業者の確保・育成にも努めている。

免許種類	30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
網猟	6	5	6	10	7
わな猟	190	213	190	185	161
第一種銃猟	89	92	97	108	95
第二種銃猟	3	2	4	6	0
合計	288	312	297	309	263

イ 地域ぐるみの対策推進

鳥獣の管理を推進するためには、捕獲、防護、環境整備を、地域ぐるみで総合的に実施していくことが重要である。このため、被害が発生している地域に鳥獣対策の専門家である鳥獣管理士を派遣して、住民主体の総合的な取組を支援(令和4(2022)年度・12集落)している。また、対策の推進にあたって必要となる地域の対策リーダーを育成するため、宇都宮大学と連携し、カリキュラム形式の研修を行っている。

(5) 科学的な鳥獣管理の推進

自然界では原因と結果の関係等が必ずしも明らかでないことから、不確実性があることを前提に、管理作業を推進しながらその経過をモニタリングして作業内容を見直すという、いわゆる PDCA (Plan、Do、Check、Action) サイクルによる科学的・計画的な鳥獣の管理を行っている。

モニタリングとしては、捕獲情報の集計や糞塊密度の調査などを継続するとともに、被害対策の 実施状況や捕獲担い手の状況なども合わせて「モニタリング報告書」としてとりまとめ、ホームペ ージ上に公表するとともに、次年度以降の施策決定の基礎資料としている。

また、林業センターにおいてシカやイノシシの効率的な捕獲技術や林業被害防除技術についての研究を進め、現場での対策に生かしている。